

議案第 3 号

地域公共交通総合連携計画の見直しについて

地域公共交通総合連携計画の見直しについて別紙のとおり報告する。

平成25年 6 月28日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 久 野 時 男

■ 地域公共交通総合連携計画の見直しについて

1 . 背景・計画見直しの必要性

飛島村の公共交通は、鉄軌道はなく、村内を通過する民間路線バスも飛島村による欠損金補助によりなんとか維持され、路線廃止の懸念があると共に、ルートの形状から一部の沿線住民しか利用できない交通空白地問題を抱えていた。特に飛島村には、総合病院や大型商業施設はなく、通勤通学先もほとんどが村外という状況から、住民ニーズは最寄りの中心市「名古屋市」等に移動できる公共交通サービスの向上が求められていた。

こうした問題解消を図るため、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき平成 20 年 12 月に「飛島村地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 21 年度より実証運行を開始している。

地域公共交通総合連携計画の交通システムの狙いは、「名古屋市」に通じる鉄軌道（近鉄名古屋線・地下鉄名港線・あおなみ線）を「広域幹線系統」として、また鉄軌道の主要駅（近鉄名古屋線蟹江駅、地下鉄名港線名古屋港駅、あおなみ線稲永駅）に接続して定時定路線で運行する蟹江線・名港線を「地域間幹線系統」として、さらに、蟹江線・名港線に接続して、地域内をカバーするコミュニティバスを「地域内フィーダー系統」として位置付け、公共交通ネットワークを構築することで、公共交通の持続的確保と交通空白地の解消を目指し、平成 24 年度より本格運行している。

特に、飛島村は、自動車交通に依存した地域であるため、将来のさらなる高齢化を鑑み、高齢者を始めとした人口約 4,500 人の住民が安心して移動できる環境を確保すると共に、住民の約 3 倍以上の昼間人口を誇る臨海部企業が存在するため、通勤時間帯の渋滞・排気ガス等の環境対策も含めた公共交通サービスの向上を目指している。

加えて、総合病院への足の確保は、移動制約者にとって必要不可欠であるため、事前予約制区域運行の「海南病院通院支援タクシー」をもって対応することとしている。

平成 20 年 12 月に策定した「飛島村地域公共交通総合連携計画」の計画期間は、平成 25 年度を最終年度としており、これまでの計画内容を振り返りその実施状況を評価確認し、平成 26 年度以降の新しい地域公共交通総合連携計画を策定する必要がある。

2 . これまでの経過

- 平成 20 年度：飛島村地域公共交通総合連携計画の策定
- 平成 21 年度：H21.4.1 より飛島公共交通バス・コミュニティバスを運行開始（実証実験）
- 平成 21 年度：H21.10.1 より海南病院通院支援タクシーを運行開始
- 平成 22 年度：H22.10.1 よりコミュニティバスの運行ルートの見直し（近鉄蟹江駅接続）
- 平成 22 年度：H22.10.1 より飛島公共交通バス（蟹江線・名港線）の一部ダイヤ見直し
- 平成 22 年度：H22.10.1 より海南病院通院支援タクシーの区域運行化
- 平成 23 年度：実証実験（3 カ年）をふまえた事業・協議会運営の見直し
- 平成 23 年度：地域公共交通確保維持改善事業への転換準備
（生活交通ネットワーク計画案の策定等）
- 平成 24 年度：生活交通ネットワーク計画 初年度 現行事業の継続
- 平成 25 年度：地域公共交通総合連携計画の最終年度 計画の見直し

3 . 検討の趣旨・目的

- ・ 飛島村全体の公共交通のあり方を示す「飛島村地域公共交通総合連携計画」が本年計画期間の最終年度を迎えるため、これまでの計画内容の実施状況を評価確認すると共に、改めて、住民・利用者等に対するアンケート調査を実施することでニーズを確認し、平成 26 年度以降の新しい計画の策定を行う。

4 . 検討項目

(1) 現計画の取組状況の確認

- ・ 計画で位置づけた事業内容についての取組状況を確認する。
- ・ 利用者数、事業収支等、事業評価を行う。

(2) 現況調査

- ・ 現状の公共交通の状況について整理する。
- ・ 総合計画等上位関連計画、関係法令等について整理する。

(3) 住民ニーズ把握（住民向けアンケート調査等）の実施

- ・ 約半数（約 1800 票）の住民を対象とした郵送アンケート調査の実施。
- ・ 交通行動、公共交通の利用実態、要望等について確認する。

(4) 利用者ニーズ把握

- ・ 飛島バス（蟹江線）、コミュニティバス、海南病院通院支援タクシーの利用者に対するアンケート調査の実施。
- ・ 事業満足度、改善点等のニーズ把握を行う。

(5) 関係者ヒアリング調査

- ・ 交通事業者（バス、タクシー）、臨海部企業連絡協議会、老人クラブ等に対するヒアリングを行い、事業改善点等について調整確認を行う。

(6) 課題抽出と対応方針の検討

- ・ (1) ～ (5) の成果を踏まえ、課題を抽出する。
- ・ 整理した課題に対する対応方針について検討する。

(7) 地域公共交通総合連携計画の見直し

- ・ 課題、対応方針をふまえ、地域公共交通総合連携計画の見直し案を作成する。

５．検討スケジュール

（１）全体スケジュール

	平成25年(2013年)							平成26年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討項目										
0. 検討内容の整理										
1. 現計画の取組状況の確認		■	■							
2. 現況調査		■	■							
3. 住民ニーズ把握			■	■	■					
4. 利用者ニーズ把握			■	■	■					
5. 関係者ヒアリング調査				■	■					
6. 課題抽出・対応方針検討				■	■					
7. 連携計画の見直し					■	■	■	■	■	■
法定協議会の開催										
法定協議会										
専門部会										

（２）法定協議会の検討時期と主な検討内容

時期	協議組織	検討テーマ
平成 25 年 6 月 28 日	第 1 回 法定協議会	○ 検討内容・スケジュールの確認 ○ 住民アンケート調査概要の確認
平成 25 年 7 月	第 1 回 専門部会	○ 検討内容・スケジュールの確認 ○ 調査方法の確認 ○ 住民・利用者アンケート調査票の協議
平成 25 年 9 月	第 2 回 専門部会	○ 住民・利用者アンケート調査結果の報告・協議
平成 25 年 11 月	第 3 回 専門部会	○ 地域公共交通総合連携計画（素案）の報告・協議
平成 25 年 12 月	第 2 回 法定協議会	○ 地域公共交通総合連携計画（素案）の報告・協議 平成 26 年 4 月時の事業変更内容の承認も見込む
平成 26 年 2 月	第 3 回 法定協議会	○ 地域公共交通総合連携計画（案）の報告・承認 地域公共交通総合連携事業の自己評価の確認 本年度の事業結果報告、来年度予算の報告等

印は、法定協議会・交通会議での事業承認手続きを見込む。